関係各位

ヨーグルト及びでん粉調製品に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

令和4年度の初日から令和5年1月末日までの関税暫定措置法別表第1の6の7の項及び24の項に掲げる物品(ヨーグルト及びでん粉調製品)の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和5年3月1日から同月3月31日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

発動後に NACCS で申告する場合の品目コードについては、NACCS 掲示板で確認願います。 なお、関税暫定措置法第7条の3第2項第6号(発動日前に本邦に向けて送り出された物品)の規定を適用して申告する場合は、マニュアル申告となりますので注意願います。

【発動内容】

〇 関税暫定措置法別表第1の6の7の項及び24の項に掲げる物品(ヨーグルト及びでん粉調製品)

(関税割当てを受けて輸入するものを除く)

| 品目 | | 発動前 | 発動後 |
|--------|------------------------------|---------------|-----------------|
| ヨーグルト | 0403. 20–199 | 29.8%+915円/KG | 39.7%+1,220円/KG |
| でん粉調製品 | 1901. 20-159 1901. 90-179 | 119 円/KG | 158. 67 円/KG |

問合せ先

東京税関業務部通関総括第1部門

電話:03-3599-6337